

令和4年5月31日

保護者 様

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行
大山崎町立第二大山崎小学校
校長 大西 協子

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたマスク着用の考え方について

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先日政府から、マスク着用の考え方が示されたところです。今後、気温・湿度が高くなる季節になり、マスクを着用していると熱中症のリスクも高くなることが懸念されることから、今後の本校の教育活動におけるマスク着用につきましては下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

政府では、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを何ら変更するものではないとされていますので、引き続きマスクの着用につきましてはご留意いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染状況については、日々変化していくため、今後の対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

記

1. 基本的な考え方

(1) 屋外でのマスク着用について

2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

他者との距離が確保できない場合でも、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では、引き続きマスクを着用します。

(2) 屋内でのマスク着用について

2メートル以上を目安として他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスクの着用必要ありません。ただし、会話を行う場合はマスクを着用します。

距離が確保できない場合は、会話の有無にかかわらずマスクを着用します。

2. 具体的な場面について

(1) 登下校時におけるマスク着用について

屋外で人とすれ違うことはあっても、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

特に熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。

児童生徒が、自分でマスクを外してよいか判断が難しい場合は、登下校時には屋外でマスクを外すよう積極的に声をかけていただくとともに、その際、人と十分な距離を確保し会話を控えることについても併せて声掛けをお願いします。

(2) 体育の授業や部活動におけるマスク着用について

体育の授業では、マスクの着用は必要ありません。

ただし、他者との距離が確保できず、近い距離で会話をするような場合は、マスクを着用します。

運動部活動でのマスク着用については、体育の授業における取り扱いに準じつつ、実施に当たっては各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえ対応します。

3. その他

マスク着用の要・不要に関わらず、引き続き学校生活全般において、基本的な感染対策（手洗い・消毒・換気等）を徹底していきます。

今回のご連絡は、児童生徒のマスクの着用を禁止するものではありません。熱中症対策を講じた上でマスクの着用を希望する場合は、着用しても構いません。個々の児童・生徒のマスクの着用・不着用について、人権上の理解とご協力をお願いいたします

感染状況によっては、着用をお願いする場合があります。

(参考) マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例②	着用の必要はない 事例③

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
※ 登壇については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
※ お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①
・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び
事例②
・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合
事例③
・通勤電車の中

(厚生労働省 令和4年5月20日事務連絡より)